

豊 都 広 第 2 0 7 号
令和元年(2019年)8月6日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

豊中市長 長内 繁樹

2019 年度自治体キャラバン行動・要望書について (回答)

2019 年 6 月 14 日付で受け付けました要望書について、下記のとおり回答します。

記

統一要望項目

1. 子ども施策・貧困対策

(要望)

- ① 6月12日に可決した「改正子どもの貧困対策推進法」では、計画策定を市区町村に努力義務化された。そうしたことも踏まえ、より具体的な施策を実施すること。そのうえで、再度実態調査を実施し検証すること。
- ② 未だ一度も実態調査を行ってない自治体においては早急に実施すること。

(回答)

平成28年度（2016年度）の生活実態調査をもとに策定した「豊中市子どもの未来応援施策に関する基本的な考え方」において、関連事業を整理するとともに、子どもの居場所づくりなどの具体的な重点事業を定め、総合的に進めています。

また、今年度末に策定予定の第2期子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」において実施した子どもと保護者を対象にしたニーズ等調査（アンケート調査）により、子どもの生活実態に関する内容についても再度把握しています。

これらの調査結果をふまえた具体的な施策については、同計画に位置づけながら、子育て・子育て支援の総合的な取組みとして進捗管理を行っていきます。

こども政策課（電話：06-6858-2259）

(要望)

- ③ 学校内での朝食カフェ、長期休暇中の食事支援に本格的に取り組むこと。学校給食は義務教育の一貫、貧困対策として無償とすること。給食内容は子どもの食をささえるに値するものとし、そのためにも自校式完全給食・全員喫食とし、就学援助の対象とすること。

(回答)

学校給食にかかる経費については、学校給食法第11条の規定に基づき、市は調理場などの維持管理経費および調理員などの人件費を負担し、保護者は食材の購入費を負担しており、学校給食の無償化は考えていません。

また、学校給食の提供に際しては、添加物の少ない食材を調達するなど、より安全な学校給食の提供に努めるとともに、文部科学省の定める栄養摂取基準を満たし、子どもの健やかな成長に資するよう取り組んでいます。

本市における学校給食の運営はセンター方式を基本に自校方式との併用で実施し、完全給食を提供しています。

学校給食課（電話：06-6843-9101）

平成30年度までの「子どもの居場所づくり地域福祉モデル事業」に引き続き、今年度から実施している「子どもの居場所ネットワーク事業」のなかで、子ども食堂を含む子どもの居場所づくりの充実に取り組んでおり、学校と連携しながら、地域の実情に応じた持続可能な支援の仕組みを検討していきます。

こども政策課（電話：06-6858-2259）

学校給食費については、就学援助の対象項目として、実費額を支給しています。

教育総務課（電話：06-6858-2553）

(要望)

- ④ 就学援助制度については、実態調査を行い、実態に見合った金額にすること。入学準備金は前倒し支給(2月中)とするとともに、その他の支給についても早くすること。クラブ活動に関する費用について支給すること。所得要件について生活保護旧基準(2013年以前)の1.3倍以上とすること。申請用紙を簡易にし、わかりやすく申請しやすい工夫をすること。

(回答)

就学援助の支給額については、国の要保護児童生徒援助費補助金（学用品費など）の予算単価が全国的にも準用されている例が多く、本市におきましても、平成30年12月27日付の通知を受け、令和元年度から支給額を引き上げる対応を行いました。

また、新入学児童生徒学用品費等の支給時期については、令和元年度新入学児童・生徒に対し平成31年2月末に支給しました。

所得要件については、生活保護基準の見直しに伴う影響が及ばないことを最優先に対応していきたいと考えています。

申請用紙については、申請者の円滑な手続きに資するように、適宜見直しを行っています。

教育総務課（電話：06-6858-2553）

(要望)

- ⑤ 学習支援については食の支援も同時に行い、子どもの居場所としての位置づけを行うこと。子どもたち向けのちらしを作成し、子どもが自分で判断できるようにすること。様々な奨学金について案内するパンフレットを作成すること。

(回答)

経済的理由などの困難を抱える中学3年生に対して、義務教育後終了後も必要となる自学自習力をはぐくみ、自らの進路を切り開くことができるよう、福祉事務所などの他部局と連携し「中3まなびの場」として学習の場を提供するとともに、親睦のため卓球やゲームなどの活動も行っています。また、日曜日や長期休業中の地域における子どもの居場所づくり事業として、クッキングの活動も行っています。

少年文化館（電話：06-6336-6371）

子どもの貧困の連鎖を防止するため、「生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業」として、保護者や家庭等が有する課題により将来の生き方や働き方に不安を感じている子ども・若者を対象に、多様な学びや体験の機会を提供することを通じて、自分らしさを活かした働き方や将来の姿について具体的イメージの形成や就職、再就学、進学など適切な進路が選択できるよう支援を行っていきます。

くらし支援課（電話：06-6858-6870）

学習支援については、市内全域の公民の子ども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりの実施団体や関係課を対象にネットワーク会議を開催し、参加者同士が相互に効果的な手法や課題を共有し、相乗効果を生み出すための取組みをすすめています。

こども政策課（電話：06-6858-2259）

(要望)

- ⑥ 待機児童の解消とともに、虐待やネグレクトの発見・対応、保護者への支援を行うために保育所・幼稚園・こども園等にソーシャルケースワーカー配置を行うこと。

(回答)

市内すべての保育所、こども園及び幼稚園などに『豊中市児童虐待防止対応マニュアル』を配布するとともに、外部講師を招いての講演会や『児童虐待』をテーマにしたこども相談課職員による出前講座によって園職員などのスキルアップを図り、児童虐待予防および早期発見・早期対応に努めています。

また、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で、家庭支援推進保育事業の基準により、特に配慮が必要とされる園児が全体の40%を超える園については、家庭支援保育士を配置し対応しています。

さらに、地域ネットワーク会議等に参加することで、関係機関の連携を深めています。

こども相談課（電話：06-6852-8448）

こども事業課（電話：06-6858-2257）

(要望)

- ⑦ 虐待防止にむけて、シングルマザー、特に若年妊産婦へのきめ細やかなサポートに取り組むこと。

(回答)

現在、千里・中部・庄内の各保健センターを子育て世代包括支援センターと位置づけ、妊産婦及び乳幼児の身近な初期相談窓口となり支援を実施しています。保健師、助産師などの専門職に加え、「子育てコーディネーター」として社会福祉職を配置し、母子保健と子育て支援の情報が分断することのないよう情報提供し、また経済的な問題やサポートがないなどの相談にも丁寧に応じています。虐待防止に向けて、特に未入籍、支援者がいない、若年妊婦、妊婦自身に被虐待歴があるなどリスク要因が重複している特定妊婦等に対しては、医療・福祉・教育分野とも密な連携を行い、日常的に顔の見える関係性の構築に努めながら、切れ目のない支援に取り組んでいます。今後さらに充実し、きめ細やかなサポートの向上に努めます。

母子保健課（電話：06-6858-2290）

(要望)

- ⑧ 児童扶養手当申請時および現況届提出時において民生委員等による家庭訪問や「独身証明書」提出を強要しないこと。面接においても「彼氏がいないか」など聞くなど人権侵害を行わないこと。

(回答)

児童扶養手当はひとり親家庭を対象とした制度のため、本市では公簿等でひとり親家庭であることが確認できない場合は必要に応じて、民生委員による状況確認書の提出をお願いしています。また、事実婚状態の場合は児童扶養手当の対象外となり、事実婚でないことを確認することはありますが、交際相手の有無を聞くことはありません。

子育て給付課（電話：06-6858-2813）

(要望)

- ⑨ 2018年度の乳幼児健診(前期乳児検診・後期乳児検診・一歳半健診・三歳児健診)の対象児童数と受診児童数・未受診児童数をお知らせください。

(回答)

	対象数	受診数	未受診数
①4か月児健診	3,588	3,481	107
②乳児後期健診	3,588	3,163	425
③1歳6か月児健診	3,555	3,442	113
④3歳6か月児健診	3,703	3,471	232

なお、①③④の集団健診未受診者については、「大阪府における乳幼児健康診査未受診

児対応ガイドライン」に則り、家庭訪問などによる居住実態の把握、保健師や関係機関による目視による子どもの確認に努め、必要に応じて要保護児童対策協議会調整機関であるこども相談課に報告しています。現時点で現認ができていない未把握児は0人です。

母子保健課（電話：06-6873-2721）

(要望)

- ⑩ 学校健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況の把握と、歯科については「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。学校健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるよう具体的な対策を講じること。眼鏡については全国的に補助制度もあることから、自治体として補助制度を創設すること。

(回答)

「口腔崩壊」につきましては、歯科健診においてう歯、歯垢、歯肉等の状況を診て、う歯や気になる点がある児童・生徒の保護者に対しては「要受診」の通知をしているところです。「要受診」となった児童・生徒の受診状況については、各学校において管理しており、未受診者の保護者には、引き続き受診勧奨に努めています。

眼鏡については、治療目的として用いられる場合には保険適用、視覚障害の場合には補装具費支給もあることから、現状では補助制度の創設は予定していません。

学校教育課（電話：06-6858-2570）

(要望)

- ⑪ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

(回答)

給食後の歯みがきについては、各学校において児童が歯ブラシ・コップを持参し取り組んでいるところです。また、フッ化物洗口については、安全性に賛否両論あることから、現時点では積極的に推奨することはしていません。

学校教育課（電話：06-6858-2570）

(要望)

- ⑫ 子どもの口腔内の健康を守るとともに、虐待やネグレクトの発見・対応のために、全ての4歳児・5歳児を対象にした健診を実施し、その中に歯科健診も入れること。

(回答)

歯科口腔保健の向上のために、乳幼児だけでなく、生涯を通じた歯科口腔保健に関する正しい知識の普及啓発として、妊娠期より妊産婦・保護者へかかりつけ歯科医を持つなどの予防的歯科受診を勧奨するとともに、乳幼児健診で歯科健診・歯科保健指導を行っています。4歳児、5歳児については所属園での歯科健診の機会があるため、現在のところ、新

たな健診事業を行うことは検討していません。

また、児童虐待防止対策として早期発見・早期対応が重要であることから、妊娠期より切れ目のない支援に努めています。4歳児、5歳児の未就園児に関しては、虐待リスクや養育状況などに応じて、関係機関と連携し、子育て支援につなげています。

母子保健課（電話：06-6858-2283）

2. 国民健康保険・医療

(要望)

- ① 2019年度大阪府標準保険料が大幅値上げとなったことについて率直なご意見をお聞かせいただきたい。そのうえで大阪府に対して今後どのような保険料になるのか少なくとも4年間の保険料率シミュレーションを出したうえで来年度運営方針見直しを行うよう強く要請すること。

(回答)

大阪府においては、府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村標準保険料率が算定されています。高齢者の割合が増加したことによる保険給付費の増加、あわせて高齢化の進展による後期高齢者支援金及び介護納付金の増加により、2019年度標準保険料率が上がったものと理解しております。国民健康保険の安定運営に寄与するため、市としてもさらなる医療費の適正化に取り組んでいきます。

保険料率のシミュレーションについては、医療費の動向や社会経済状況とともに介護保険などの関連する他制度や保険者間の負担調整の影響を大きく受けるため、精緻な推計は困難と認識していますが、将来的な推移について大阪府に情報提供を求めています。

保険給付課（電話：06-6858-2708）

保険資格課（電話：06-6858-2387）

(要望)

- ② 大阪府統一国保では、低所得者及び子どもがいる世帯の保険料が上がるばかりか、住民を守るための条例減免制度が廃止になるなど府民にとって何らメリットがないことは明らかである。国も市町村による賦課権限はこれまでと変わらないことを明言していることから、これまでどおり市町村が独自に保険料を決定し条例減免はこれまで以上のもの内容とすること。一般会計法定外繰入はこれまでどおり行い、払える保険料の設定をすること。

(回答)

大阪府では、府と府内代表市町村とで構成される「大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議」において議論を重ねたうえで、国保運営方針が策定されました。運営方針では、府内市町村の保険給付の費用を府内の被保険者全体で分かち合う仕組みとなることを勘案すれば、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこに住んでいても「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」であるべきという考え方にに基づき、府内の保険料率や減免基準を激変緩和期間後に統一するとされています。

本市においても、この運営方針に基づき事業を実施していくため、「豊中市国民健康保険広域化への対応実施計画」を策定しており、これらに基づき、保険料率や減免等の基準の統一及び法定外繰入の解消に向け、取り組みを行っていきます。

保険給付課（電話：06-6858-2708）

保険資格課（電話：06-6858-2387）

(要望)

- ③ 子育て世帯への配慮として、子どもの均等割をゼロとする、もしくは申請無しでの子どもの均等割減免制度を新たに設けること。子どもに対する新たな調整交付金の金額を明らかにし、それを原資の一部とすること。

(回答)

少子化対策及び子育て支援の観点から、子どもの均等割保険料の軽減について、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議で検討課題とされているところです。本市は、この検討結果に基づき対応していきます。

保険資格課（電話：06-6858-2387）

(要望)

- ④ 滞納者への財産調査・差押については法令を遵守し、きめ細かく面談し滞納処分によって生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法第15条・国税徴収法第153条に基づき無財産、生活困窮状態の場合は直ちに滞納処分の停止を行うこと。差押え禁止額以上は差押えないこと。2013年の鳥取県児童手当差押事件(広島高裁松江支部)判決の主旨を理解し、給与、年金、児童手当等が預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

(回答)

滞納者を生活困窮に陥らせないようきめ細かな面談をするために、催告文書を送付したうえで滞納処分を執行しています。滞納処分の停止においても適正に行っているところです。

また、差押禁止額を超える差し押えや差押禁止財産の差し押えについても、法令や判例を遵守しているところです。

保険収納課（電話：06-6858-2306）

(要望)

- ⑤ 大阪府は高齢者人口の増加に加えて、単身・認知症の高齢者の増加が2025年に向けて重大な課題になっている。今後の高齢者の推移と必要病床数、施設数をどのように推計され、どのような計画を立てているのかお知らせいただきたい。救急医療の拠点となる急性期病床の拡充と高齢者の居場所となる施設の確保に努めること。

(回答)

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年にむけ、本市の高齢者数は第 7 期介護保険事業計画の最終年である 2020 年まで増加が続き、その後微減する一方、後期高齢者数は増加傾向が続くと推計しています。

本市では施設介護の必要性の高い要介護認定者数と既存の施設の入所状況も勘案するとともに、介護離職ゼロ・病床機能分化による介護サービスの追加的需要をふまえ、今期計画における施設整備数を見込んでいます。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

必要病床数や急性期病床の拡充といった病床数の調整は、大阪府が中心となって行っています。地域の実情に即した病床数となるよう調整が図られています。

健康政策課（電話：06-6152-7384）

(要望)

- ⑥ 大阪府内にある救命救急センター並びに災害拠点病院の運営が非常に困難な状況をふまえ、国・大阪府に対して補助金増額を強く求めること。

(回答)

救命救急センター並びに災害拠点病院の医療体制を確保するため、補助金の拡充など一層の財政的支援を講じるよう国・大阪府に対して要望しているところです。

健康政策課（電話：06-6152-7307）

(要望)

- ⑦ 毎年麻疹やMRワクチン、インフルエンザワクチン不足が問題になっている。ワクチンの確保については、医療機関任せにするのではなく、自治体として必要数(前年度実績に見合った)の確保と、迅速に医療機関に提供できる体制に努めていること。

(回答)

不測の事態が起こり、ワクチン不足が生じた時の対応としては、医療機関との連携を密にしてワクチンの流通状況等の情報把握に努めるとともに、市民への影響が最小限となるよう努めていきます。

また、非常事態においては国に対してワクチンの偏在・不足に対して広域的な支援を求める等の対応をしていきたいと考えています。

保健予防課（電話：06-6152-7329）

(要望)

- ⑧ 後期高齢者の医療費 2 割負担反対の意見を国にあげること。

(回答)

世代間の公平性を図る観点から国において後期高齢者医療保険における自己負担割合の見直しが議論されていることについて、今後の動向を注視していきます。

保険資格課（電話：06-6858-2387）

3. 健診について

(要望)

- ① 特定健診・がん検診については、大阪は全国と比較しても受診率が低い。これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特にがん検診については負担を無料にすることによって受診しやすくし、早期発見・早期治療を行うことにより医療費の圧縮につなげること。

(回答)

特定健診については昨年度から無料化し、平成30年3月に策定した第2期豊中市国民健康保険保健事業実施計画及び第3期豊中市国民健康保険特定健康診査等実施計画に基づき、被保険者の健康寿命の延伸、医療費の適正化に向けて、取り組みをさらに強化していきたいと考えています。また、がん検診については、健診ガイドブックによる丁寧な周知や、がん経験者による講演会を通じてがんの早期発見・早期治療を推進していきます。

健康政策課（電話：06-6858-2879）

(要望)

- ② 住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法(2011年施行)では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。

(回答)

本市では歯科口腔保健を健康増進施策の一つとしてとらえ、「豊中市健康づくり計画」や「豊中市食育推進計画」において取り組みを進めています。

具体的には、30歳～74歳の市民を対象に年間を通じて歯周病健診を実施しており、75歳以上の方は広域連合の後期高齢者歯科検診を実施し、定期的に歯科検診を受診できる体制を確保しています。また、自己負担については、非課税世帯や生活保護受給者などを対象に免除する制度を設けています。

健康政策課（電話：06-6858-2879）

4. こども・ひとり親・障がい者医療費助成制度（旧福祉医療費助成制度）について

（要望）

- ① 2018年4月からの大阪府の制度変更により、各市町村の医療費助成制度も改変されたが、老人医療・障がい者医療費助成の再編で助成が受けられない患者や自己負担が増えている。以前の助成制度の復活を検討すること。

（回答）

福祉医療制度については、中長期的に制度の持続可能性を確保するため、再構築が実施されました。市としては、大阪府からの補助金を活用し制度を実施しているため、補助基準を超えての市独自の財源による制度拡充については困難な状況です。

保険給付課（電話：06-6858-2708）

（要望）

- ② 老人医療・障がい者医療費助成で医療費自己負担上限月額を超えた場合、毎回の還付金申請は非常に負担になる。一刻も早く自動償還を行うこと。

（回答）

平成30年4月診療分から、一部自己負担金が月額上限を超えた場合に自動償還を開始しています。初めて対象になる場合など、自動償還するための口座の登録がない方については、登録を勧奨しています。

保険給付課（電話：06-6858-2708）

（要望）

- ③ こどもの医療費助成制度について、他府県では医療費無償化が広がり貧困対策・子育て支援に役立っている。無償化の導入を検討すること。（なお無償化する場合の自治体負担の試算をすること）また、入院食事療養費の助成も対象にすること。

（回答）

本市では、限られた資源の中で幅広く支援をしていくため、そして不要な受診を防ぐ意味でも一部自己負担をしていただく必要があると考えており、無償化は考えていません。なお、入院食事療養費については全額助成を実施しています。

子育て給付課（電話：06-6858-2813）

（要望）

- ④ 昨年妊産婦の医療費負担が大きな問題になり、全国で妊産婦医療費助成を実施している自治体が注目された。妊産婦医療費助成の創設を検討すること。

（回答）

晩婚化の傾向にある昨今、高齢出産や合併症を有する妊婦など保険診療を必要とする妊産婦は増加傾向にあります。国の『妊産婦に対する保険・医療体制の在り方に関する検討

会』においては、妊産婦への医療費負担について、「他の受診者との均衡や政策効果といった点を勘案し、引き続き検討すべき」とまとめられています。本市におきましても、今後国や他自治体の動向を注視しつつ検討をしていきたいと考えます。

母子保健課（電話：06-6858-2290）

5. 介護保険・高齢者施策等について

(要望)

- ① 一般会計繰入によって介護保険料を引き下げること。また、国に対し国庫負担の大幅な引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについて働きかけること。

(回答)

今期の介護保険料については、前期計画期間中における第1号被保険者の保険料剰余分を取り崩し、保険料の上昇抑制に充てたところです。加えて、保険料基準額が高額な設定にならないよう介護給付費国庫負担金は定率とし、調整交付金を別枠で確保するよう引き続き国へ要望しています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

(回答)

保険料の低所得者対策については、市町村民税非課税世帯全体を対象とした保険料軽減を、来年度の完全実施に向けて今年度から一部実施しており、一定軽減が図られていると考えています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険法改定によって導入された「3割負担者」「2割負担者」の実態を調査するとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。

(回答)

本市では、社会福祉法人介護保険利用者負担軽減事業を実施していますが、国の制度に基づき生活困窮者であっても全額免除は行えないこととなっており、生活保護受給者はすでに個室の居住費のみ全額免除となっています。

この制度に加え、本市では独自に、民間事業所介護保険利用者負担軽減を実施しており、介護保険の利用者負担軽減に努めています。

長寿安心課（電話：06-6858-2844）

3割負担の導入については、介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める趣旨からの制度改正と承知しています。

また、現行制度においても「高額介護サービス費」等により、自己負担割合が高くなった場合も、負担額は一定抑制されるものと考えています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

④ 総合事業について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

(回答)

本市では国が示すガイドラインに基づき、要支援認定者などがその有する能力等に応じた柔軟な支援を受けることができるよう、総合事業において従前相当サービス以外に多様なサービス・取組みを設けています。今後も要支援認定者等が地域とのつながりを維持しながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、事業の内容・提供体制の充実を図っていきます。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

介護予防・日常生活支援総合事業の利用にあたって、新規利用者については、「認定申請」を全員に行っていただく運用としています。なお、認定結果が「非該当」になった人のうち、何らかのサービス利用が望ましい場合については、「基本チェックリスト」を受けていただきます。

一方、要支援認定の更新者については、「認定申請」または「基本チェックリスト」を選択できるようにしています。

長寿安心課（電話：06-6858-2844）

(要望)

④ 総合事業について

ロ、介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

(回答)

本市の総合事業では、介護予防サービスと同様に処遇改善加算の算定を可能としていますが、介護従事者の処遇改善については、国の責任において抜本的な対策を講じるよう、引き続き要望しているところです。

(要望)

⑤ 生活援助ケアプラン届出問題について

イ、国に対し、一定回数以上の生活援助中心型訪問介護を位置付けたケアプラン届出を撤回するよう働きかけること

(回答)

訪問介護(生活援助中心型)の回数が一定数以上のケアプランについては昨年10月以降、自治体への提出が義務づけられています。提出されたプランについては、利用者の自立支援や重度化防止・地域資源の有効活用等の観点から、改善に向けた助言等を行っています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

⑤ 生活援助ケアプラン届出問題について

ロ、届出は、回数制限を行う趣旨でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した取り扱いを行うこと

(回答)

ケアプランの提出においては、ケアマネジャーの裁量及び利用者の希望を尊重した上で、利用者の自立支援や重度化防止・地域資源の有効活用等の観点から、改善に向けた助言等を行っています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

⑥ 保険者機能強化推進交付金について

イ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みをつくらないこと。

(回答)

地域ケア会議は、個別ケースの支援内容を通じた①地域支援ネットワークの構築、②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、③地域課題の把握などを目的として実施するものとされています。「自立支援に資するケアマネジメント」は、可能な限り自分でできることは自分で対応し、「できないこと」を可能な限り「できるようにするための支援」を提供するもので、「自分のしたい活動や普通の生活を継続することが心身機能の維持改善につながり、結果的に介護予防になる」という視点で行うものです。介護サービスからの「卒業」のみをめざしサービスを調整するものではなく、高齢者がお元気であった頃のように生きがいや役割をもって生活されるよう支援することで、「高齢者のQOLの向

上」をめざし取り組んでいきます。

長寿安心課（電話：06-6858-2844）

(要望)

⑥ 保険者機能強化推進交付金について

ロ、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

(回答)

「介護予防・重度化防止」の取り組みは「介護保険の基本理念」の実現を目的として地域の実情を踏まえて進めるものであり、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを受けていただくという原則には変わりありません。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

⑦ 高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。

(回答)

本市では、熱中症に関する予防や注意喚起について、市ホームページ上に掲載し広く市民に周知しています。

なお、熱中症対策については、高齢者に限らない問題と考えており、高齢者への熱中症予防の実態調査をはじめ、熱中症予防のためのクーラー導入費や電気料金補助について、高齢施策として実施する予定はありません。

高齢者への見守りについては、65歳以上のひとり暮らしの方（希望者）を対象に、地域の民生委員を通じて「ひとり暮らし高齢者の登録」を進めており、その情報を活用し、熱中症で倒れたなどの高齢者の緊急時の事案に対する対応や民生委員による日々の見守り活動を行っています。

また、豊中市社会福祉協議会の校区福祉委員会が実施する小地域福祉ネットワーク活動の取り組みのなかで、定期的にひとり暮らし高齢者宅などへ訪問し、日常生活上の相談に応じています。

この他、新聞配達や牛乳配達など、ひとり暮らしを支援する事業者による見守りネット

ワークなど事業活動を通じての見守り活動を行っています。

長寿安心課（電話：06-6858-2844）

(要望)

- ⑧ 入所施設待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームを大幅に拡充すること。また、利用状況など詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答)

今期計画においては、今後3年間の施設介護の必要性の高い要介護認定者数などを見込んだうえで地域密着型特別養護老人ホームをはじめとした施設の整備数を位置付けております。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

- ⑨ 介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。

国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、年収440万円水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

(回答)

介護人材確保のための介護従事者の処遇改善については、介護報酬に上乘せすることなく、介護処遇改善交付金を交付するなど国の責任において抜本的な対策を講じるよう引き続き要望しているところです。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

6. 障害者65歳問題について

(要望)

- ① 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知)ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」(平成27年2月18日)を踏まえ、一律に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。そのために、当該障害者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障害それぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。

(回答)

障害福祉サービスと介護保険サービスの利用の適用関係については、障害者総合支援法第7条（他の法令による給付との調整）並びに平成19年3月28日付厚生労働省通知及び平成27年2月18日付同省事務連絡を踏まえた対応を行っております。

障害福祉サービスと同等のサービスが介護保険により利用できる場合は介護保険サービスの利用を原則優先としています。

ただし、上記通知等を踏まえ、本人のニーズや状況を把握の上、介護保険サービスに相当するものがない移動支援等の障害福祉サービスを利用させていただいた方で、介護保険サービスに相当するものがない移動支援等の障害福祉サービスのみならず、65歳到達前から障害福祉サービスを利用していた方で、介護保険サービスで従前のサービスをすべて利用できない場合は生活の質を低下させない観点から上乘せする形で障害福祉サービスを利用できる取扱いを行っております。

65歳に到達される方につきましては、事前に到達後の福祉サービスの利用についての説明を行い、ご本人の意向を確認させていただいたうえで、相談支援事業所およびケアプラン作成事業所と連携をとってサービス利用を進めていただいております。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

(要望)

- ② 前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合において、浅田裁判高裁判決(2018年12月13日)を踏まえ機械的に障害福祉サービスを打ち切ることのないようにすること。

(回答)

65歳到達時においては、介護保険への移行準備期として必要時は3か月程度、障害サービスの支給をしております。

また前述の通り、ご本人へ障害サービスの説明をしたうえで、ご意向に応じたサービスを受けることができるよう、関係機関と連携を取りながらご相談に応じています。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

(要望)

- ③ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること。

(回答)

国庫負担基準につきましては、支給決定にかかる柔軟な運用に配慮し、訪問系サービスにかかる国庫負担基準を撤廃するよう国に求めており、介護保険対象者が障害福祉サービスを利用した場合についても、実績に応じ適正な財政措置が講じられるよう、引き続き国に求めていきます。

(要望)

- ④ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること。

(回答)

前述のとおり、国庫負担基準につきましては撤廃するよう国に求めており、また障害福祉サービスと介護保険制度との適応関係において、市町村ごとに生じている差を解消するため、統一的な基準を示すよう引き続き要望していきます。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

(要望)

- ⑤ 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に共生型介護保険事業の利用をすすめることはしないこと。

(回答)

共生型サービスについても介護保険サービスと同様、一律に共生型介護保険サービスの利用を勧めるのではなく、本人の意向や障害特性を勘案した上で、相談支援事業所及びケアプラン作成事業所と連携をとりながら、サービス利用を進めていきます。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

(要望)

- ⑥ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあつては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(回答)

前述の通り、障害福祉サービスと同等のサービスが介護保険により利用できる場合は介護保険サービスの利用を原則優先としています。

ただし、障害サービスの自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適用関係に係る留意事項について」（平成29年7月12日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を踏まえ、利用する総合事業の事業所に一定の要件を満たす支援者がいるかどうかなど、利用者が総合事業のサービスにおいて、障害福祉サービスに相当する適切な支援を受けることができるか否かを十分に留意した上で、判断しています。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

総合事業においても他の介護サービスと同様に、利用者の心身の状況を把握し、他の職種や事業者と連携して適切なサービスを提供することはサービス提供事業者の責務と考えています。なお、本市では平成30年8月から総合事業においても共生型サービスを創設しています。

長寿社会政策課（電話：06-6858-2837）

(要望)

- ⑦ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答)

障害福祉サービスに係る自立支援給付及び本市においては移動支援等の地域生活支援事業についても、住民税非課税世帯は年齢に関わらず利用者負担はかかりません。

障害福祉課（電話：06-6858-2224）

(要望)

- ⑧ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。また、以下の実態について明らかにすること。

平成30年4月1日より新規で「重度障がい者医療助成制度」の対象となった「精神障害者保健福祉手帳1級所持者」の方の中で平成30年度の対象者人数(生活保護利用者は除く)及び申請人数。

対象者人数()名。申請人数()名

平成30年4月1日より新規で「重度障がい者医療助成制度」の対象となった「特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金1級または特別児童扶養手当1級該当者」の方の中で、平成30年度の対象者人数及び申請人数。

対象者人数()名。申請人数()名。※不明の場合は「不明」と記載

老人医療経過措置(2021年3月31日まで)対象者人数

対象者人数()名

重度障がい者医療助成制度における平成29年度償還払い件数と平成30年度償還払い件数

平成29年度件数()件、平成30年度件数()件

(回答)

福祉医療制度については、中長期的に制度の持続可能性を確保するため、再構築が実施されました。市としては、大阪府からの補助金を活用し制度を実施しているため、補助基準を超えての市独自の財源による制度拡充につきましては困難な状況です。

「精神障害者保健福祉手帳1級所持者」は286名（平成31年3月31日、所得要件不明）、申請人数は152名（月平均）です。

- 「特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金1級または特別児童扶養手当1級該当者」は不明で、平成30年度の申請人数は1名（月平均）です。
- 老人医療経過措置対象者人数は1,086名（平成31年3月31日）です。
- 重度障がい者医療助成制度における現金給付の件数は、平成29年度が3,031件、平成30年度が5,532件です。

保険給付課（電話：06-6858-2708）

7. 生活保護について

(要望)

- ① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言・パワハラによる被害が後をたたない。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし、家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

(回答)

本市では、今後もケースワーカーの増員と経験や熟練を重視した人事配置に努めていきます。一方、多様なニーズに応えるため、保健師や精神保健福祉士等の専門の資格を持つ職員を配置し、業務の見直しを進める中で市民サービスの向上に努めていきます。

なお、申請の意思を表明した方に対しては、申請書を交付し、適切に対応しています。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。（懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください）

(回答)

「生活保護のしおり」は制度の改正や担当課の変更などに合わせ、適宜改訂を行っています。

また、「生活保護のしおり」は、カウンターなどに常時配架していますが、「申請用紙」は添付していません。申請にあたっては相談者の方々が生活上の様々な悩みや課題を抱えていらっしゃることから、その実態やニーズ等を伺い制度の趣旨や記入方法を十分説明のうえ、申請手続きがスムーズに行われるよう配慮しているところです。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

(回答)

申請時の対応については、厚生労働省から示されている実施要領に従って助言を行っています。

稼働能力の活用にあたっては、ご本人の意思を尊重するとともに、ハローワークはもちろんのこと、それぞれのニーズにあった働く場の確保を目指した”出口戦略”に基づく支援を行っている他部局も含めた多様な連携を図ります。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ④ 国民健康保険証と同じ形の医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

(回答)

医療機関が生活保護受給について確認できる「休日夜間受診票」を受給者の皆さんにお渡ししており、休日・夜間など福祉事務所の閉庁時において救急病院を受診する場合に限り使用できる取り扱いとしています。

医療扶助を受給する場合には、保護変更申請書（傷病届）を事前に提出していただく原則を踏まえ、関係医療機関とは資格確認にかかる連携を今後も密にしていきます。

市民健診については担当部局との連携に加え、福祉事務所においてより効果的な方法を分析・検討し、多くの人に健診を受けていただけるような取り組みを進めています。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ⑤ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答)

未だに暴力団員及びその周辺者による「相談申請」が絶えず、担当職員はもちろん他の一般の生活保護受給者や市民の皆さんにも被害がおよぶ心配が根絶できていないのが現状です。こうした状況では、行政対象暴力対策員（警察官OB）による助言なしでは適切な対応が難しく、業務の遂行が危うくなると考えざるをえません。当然、相談をはじめとし

たケースワーク業務を担当することはありませんので、一般の方からの相談や申請を妨げていると誤解されないよう、今後とも十分注意していきます。

なお、本市ではホットラインを開設する予定はありません。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ⑥ 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。
住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答)

生活保護基準は厚生労働大臣が定めた実施要領に基づき、運用していきます。

住宅扶助については、世帯の状況等をよく見極め、特別基準額の設定を行っています。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ⑦ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

(回答)

ジェネリック医薬品については、品質、安全性及び有効性は先発医薬品と変わらず、先発医薬品と代替可能な医薬品と考えられています。今後も医療費の増大が見込まれる中、必要な医療を確保しつつ、人口構造の変化に対応できる持続可能な医療制度にしていくため、ジェネリック医薬品の使用の促進が必要であると考えています。

なお、本市では、医療費の一部負担の導入と調剤薬局を限定する予定はありません。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

(要望)

- ⑧ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

(回答)

生活保護世帯の人でも希望すれば大学に進学できるよう支援方策を考える必要があり、大学に進学せず、就職している人たちとのバランスも考えながら総合的に検討していきます。

福祉事務所（電話：06-6858-2247）

以上

(この文書に関するお問い合わせ)

豊中市 都市経営部 広報戦略課

広聴係 足立

電話：06-6858-2029 (直通)

FAX：06-6856-4190

メール：koe@city.toyonaka.osaka.jp